



■令和 7 年分所得税確定申告のポイント■

令和 7 年度税制改正により、物価上昇局面における税負担の調整への対応として、所得税の基礎控除及び給与所得控除の引き上げが行われましたが、さらに大学生年代の子などのアルバイトの就業調整への対応として、新たに特定親族特別控除が創設されました。

(1) 特定扶養控除及び特定親族特別控除

① 令和 6 年分まで (特定扶養控除)

生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）を有する場合、その親族の年間の合計所得金額が 48 万円以下（給与収入のみの場合は給与収入が年 103 万円以下）であれば、自身の確定申告において特定扶養控除の適用を受けることができ、48 万円超であれば適用を受けることができませんでした。そのため、例えばアルバイトをしている 19 歳以上 23 歳未満の子を有する親が自身の確定申告において、子の給与収入が明らかに 103 万円を超えていない又は超えていることが確認できた場合には、子のアルバイト先から交付される源泉徴収票などで正確な合計所得金額までは確認していないケースもあったものと思われます。

② 令和 7 年分以降 (特定扶養控除及び特定親族特別控除)

令和 7 年分の確定申告では、特定扶養控除に加えて、居住者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、その年の合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下（給与収入のみの場合は給与収入が年 123 万円超 188 万円以下）の人を有する場合には、自身の確定申告において、特定親族特別控除の適用を受けることができます。特定親族特別控除は、その親族（子など）の所得に応じて控除額が 9 段階に分かれており、令和 7 年分の合計所得金額を正確に把握できないと正しい控除額を計算することができないため、その親族の源泉徴収票などで合計所得金額を確認する必要があります。なお、自身が給与所得者で年末調整により特定親族特別控除の適用を受ける場合には、その親族の年間の合計所得金額は見積りとなっているケースもあると思われます。その親族の年間の合計所得金額が確定し、年末調整時の見積額と異なったため特定親族特別控除額が変動する場合には、翌年 1 月 31 日までに給与支払者（会社等）が年末調整の再計算を行うか、自身で正しい控除額により確定申告を行うことになるため、年末調整しているので確定申告は不要と思われている方でも、特定親族特別控除の修正のために確定申告が必要になるケースも考えられます。

(2) 扶養親族等の所得要件

基礎控除の改正に伴い、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が下記の通りとなります。

扶養親族等の区分	所得要件
扶養親族、同一生計配偶者、ひとり親の生計を一にする子	58 万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58 万円超 133 万円以下
勤労学生	85 万円以下